

事事故例

車の窓が割られた
(ヒビが入っていた)

被害



アドバイス

まずは**スポーツ保険**に
相談してみよう

(警察は証拠が無いと
捜査に動かない)

過去の判例

- ✓ 自分で割ってしまったケース → 保険適用
- ✓ 割られてしまったケース → 保険**非**適用

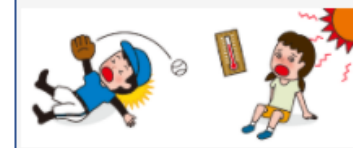
(他)
車で移動中に子供が吐いてしまった → 保険適用 (清掃代)

【以下、参考 (抜粋)】

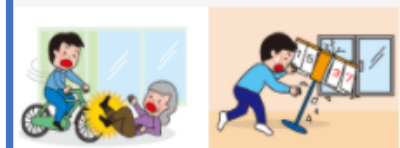
公益財団法人スポーツ安全協会

<https://www.sportsanzen.org/hoken/syougai.html>

> 傷害保険



> 賠償責任保険



【保険の対象となる事故】

被保険者が日本国内で行う団体での活動中および往復中に、またはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する
動産に起因して、他人にケガを**させたり**、他人の物を**壊した**ことによって、法律上の損害**賠償責任を負った**場合に対象となります。



【保険金が支払われない主な場合】 法律上の賠償責任が発生しない損害

- (例 1) サッカーで蹴ったボールが**相手に当たり**、**ケガをさせた**場合や、かけているメガネを破損させた場合
※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえこれらのルールを守ってプレーをしても、不可避免的に起こってしまう事故も
あります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。
- (例) 集合場所へ行く途中、**自動車**で**事故**を起こして賠償責任を負った場合は支払われません。
ただし、自分のケガは、傷害保険の対象となります。
- 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(ただし、練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。)
- (例) **テニスラケット**、**バレーボールのネット**などを借りて過ぎて壊した場合には支払われませんが、
一時的に使用している体育館の窓ガラスを過ぎて割ってしまった場合は支払われます。
- 被保険者の**占有を離れた**飲食物または被保険者の**占有を離れ**施設外にあるその他の財物に起因する損害
(例) ハイキングに行くために作ったおにぎりが原因で、第三者が食中毒となった場合には支払われません。

